

改正雇用対策法の趣旨 —新外国人指針を中心に—

平成20年1月25日
厚生労働省

第1 改正雇用対策法の成立・施行

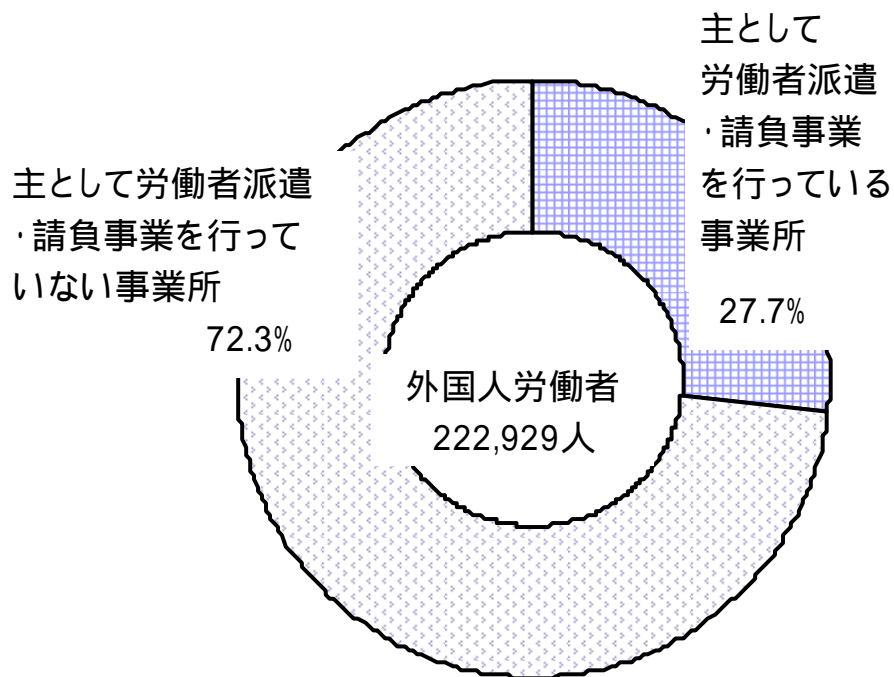
(H19.6.8 公布、H19.10.1 施行)

- ・ 「専門的・技術的分野」の外国人の我が国における就業を促進するとともに、我が国で適切に働く外国人の雇用管理の改善の促進等を図るために必要な施策を講じることが、国が講じるべき施策として、法律上明記。
- ・ 外国人雇用状況の届出の義務化により、外国人労働者の雇用状況を把握。
- ・ 外国人労働者が適切な雇用機会を得られ、在留資格の範囲内でその能力を発揮できるよう、事業主の雇用管理の改善を努力義務化。
- ・ 国は改正雇用対策法に基づき、企業向けのガイドライン「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」（新外国人指針）を策定し、遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容等を整理。
それにより、人事管理を始め、企業による雇用管理の改善を後押し。

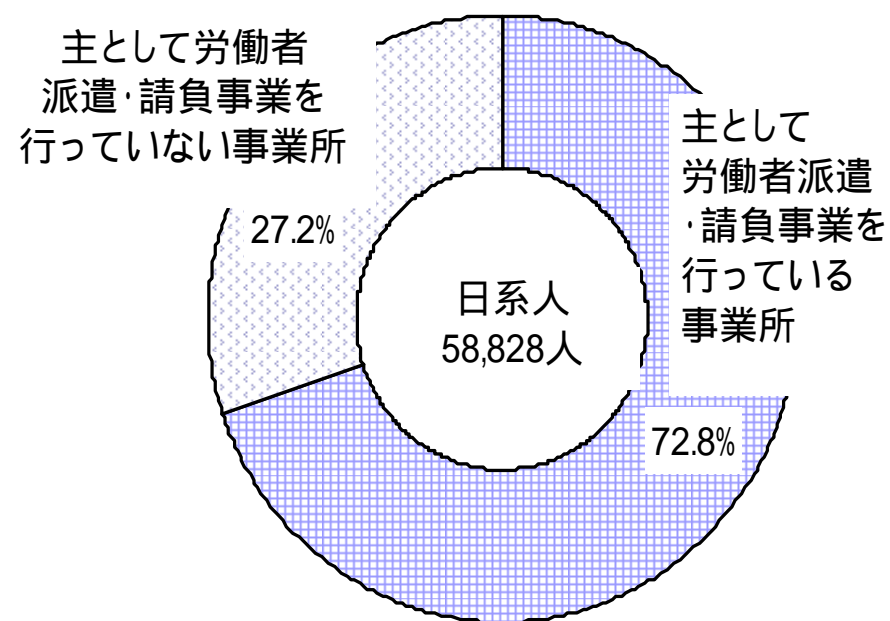
第2 改正の背景

外国人労働者の雇用状況

外国人労働者全体



日系人



資料出所:厚生労働省「外国人雇用状況報告」(平成18年6月1日現在)

外国人労働者の社会保険加入状況

注：従業員50人以上規模の企業

	労災保険	雇用保険	健康保険・厚生年金	国民健康保険	国民年金
雇用する専門・技術職種の外国人労働者が右保険に加入していると回答した企業の割合	89.3%	73.9%	84.8%	7.0%	6.0%
雇用する上記以外の外国人労働者が右保険に加入していると回答した企業の割合	81.3%	63.6%	56.9%	15.1%	6.1%
(従業員ほとんどが日系人の企業における回答)	(81.2%)	(61.2%)	(50.3%)	(24.8%)	(7.9%)


資料出所：「外国人労働者に対する雇用管理の実態に関する調査研究報告書」
(平成14年度厚生労働省委託研究、野村総合研究所)

第3 新外国人指針の内容

企業が、外国人を、「安い労働力」として処遇しているとの実態が、一部で指摘されている。

- 労働条件面での国籍による差別は禁止されている。
- **労働関係法令及び社会保険関係法令**は、**国籍を問わず外国人にも日本人と等しく適用**される。（外国人労働者に対し、関係法令の内容の周知を行う必要あり。）

労働基準法、健康保険法、厚生年金保険法 等



「専門的・技術的分野」の外国人労働者の就業の促進を図る。

- ・ **我が国企業の国際化・活性化**を図るためには、**留学生等の「専門的・技術的分野」の外国人を採用することが必要**である。
- ・ そのためには、**留学生向けの募集・採用を行うことや、多様な人材が能力を発揮しやすい環境の整備に努めること**が効果的である。

第4 雇用関係各種サービス窓口案内

外国人雇用サービスセンター（東京、大阪、愛知）

「専門的・技術的分野」の外国人専門のハローワークです。
留学生向けの会社説明会等の事業も行っています。

ハローワークの事業所部門

事業所部門担当者が、外国人雇用状況の届出制度についてのご質問等にお答えいたします。

また、新外国人指針の内容をご説明いたします。

雇用管理セミナー

都道府県労働局において、雇用管理セミナーを開催しておりますので、お問い合わせ下さい。

外国人雇用管理アドバイザー

外国人雇用管理アドバイザーが、直接事業所にお伺いして、雇用管理改善についての専門的なアドバイスをいたします。

お近くのハローワークへお問い合わせ下さい。